

令和5年度
二本木連合福祉委員会総会資料

《わたくしたちでつくる福祉の町》

わたくしたちは、

同じまちの仲間として、たがいに声をかけ合いましょう。

一人ひとりの困りごとに耳をかたむけ、みんなで考えましょう。

自分にできることを見つけ、たがいに助け合いましょう。



日時 令和 6年 4月 6日(土) 午前10時より

場所 二本木地区コミュニティセンター

二本木連合福祉委員会

令和5年度二本木連合福祉委員会総会 次第

【議案】	頁 No
第1号議案 令和5年度事業報告について	1
第2号議案 令和5年度収支決算報告について	2～3
第3号議案 令和6年度役員・委員(案)について	4～6
(新任委員長挨拶)	
第4号議案 令和6年度事業計画(案)について	7
第5号議案 令和6年度予算収支(案)について	8

【資料】

二本木連合福祉委員会 会則

令和5年度事業報告について

部会	施行年月日		実施事項	人数(名)
福祉委員会総会	令和5年	4月 1日	令和4年度事業・決算報告、令和5年度事業・予算計画 他	42
福祉役員会	令和5年	4月 8日	年間活動計画 他	16
		8月 19日	前期活動フォロー、後期活動計画 他	20
	令和6年	2月 17日	令和5年度事業報告、令和6年度事業計画 他	
ふれあい部会	令和5年	6月 3日	春のふれあいサロン(物づくり)	97
		7月 22日	笹竹かざり	—
		8月 27日	夏まつり	358
		11月 18日	ふれあいウォーキング(各町公民館巡りウォーキング)	112
ハートフル講座	令和5年	6月 24日	講義「家庭介護のためのハートフルケアセミナー」	14
		11月 11日	講義「おなかの健康について」(愛知中央ヤクルト販売)	17
健康体操		毎月1回	5か所の公民館にて開催	
			二本木地区コミュニティセンター	平均18
			美園公民館	平均36
			本町公民館	平均14
			新町公民館	平均13
		梨の里公民館	平均10	
リハビリ体操		第1木曜日	コミュニティセンター	平均13
		第4火曜日	美園町公民館	平均39
ふれあいサロン	令和5～6年	第4水曜日	まんりょうカフェ(お茶を飲みながら講演等の各種催しを実施)	平均14
		第2水曜日	梨カフェ(お茶を飲みながら講演等の各種催しを実施)	平均18
		第4金曜日	本町カフェ(健康体操後に実施)	平均14
		第3木曜日	コミュカフェ(健康体操後に実施)	平均18
		第1水曜日	新町カフェ(健康体操後に実施)	平均13
ママのおしゃべり サロン (子育てサロン)		第2金曜日	新町公民館	平均8
		第4水曜日	梨の里公民館	平均10
		第3水曜日	コミュニティセンター	平均9
みんなで ラジオ体操		毎日	5か所の公園(二本木コミュニティ・養下公園・神楽山公園・美園公園・二本木公園)で実施	各公園
作野地区福祉会議		奇数月 第2木曜日	・作野地区福祉・地域ケア会議 (作野福祉センター・地域包括支援センター)	—
西部地区福祉会議		偶数月 第2木曜日	・西部地区福祉会議(西部福祉センター) ・地域ケア会議(地域包括支援センター)	—
防災訓練	令和5年	6月 11日	前期防災訓練(コミュニティセンターにてAED救急講習会)	30
		9月 24日	後期防災訓練(長根公園にて実地訓練)	59
青色パトロール	令和5～6年	4月 15日	青色パトロール実施者取得講習会	36
		週2回	組長・町内会長が輪番制で実施	—
防犯パトロール	令和5年	4月 15日	防犯パトロール出発式	各公民館にて
		毎月第4 土曜日	各町内会で防犯パトロールを実施	—
	4/15のみ第3土曜日		—	
	5/27, 6/24, 7/22, 8/26, 9/23, 10/21		—	
令和6年	11/25, 12/23, 1/27, 2/24, 3/23	—		
その他	令和5年	5月 13日	安城市自主防災リーダー養成研修	1
福祉委員会総会	令和6年	4月 6日	令和5年度事業・決算報告、令和6年度事業・予算計画他	

【総括】

1)今後5年間の福祉活動の指針となる「第5次二本木連合町内福祉活動計画書」を立案した。

第2号議案

令和5年度収支決算報告について

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1. 前年度繰越	2,368,694	2,368,694	0	
2. 町内会補助金	0	0	0	
3. 公的補助金	1,630,000	1,232,960	▲ 397,040	
1. 自主防災組織補助金	830,000	419,000	▲ 411,000	テント2張135千円・防災食284千円
2. 社会福祉協議会	800,000	813,960	13,960	
4. 雑収入	0	93,919	93,919	
1. カフェ参加費	0	1,900	1,900	
2. 利息	0	19	19	
3. その他	0	92,000	92,000	ほろ酔い夏まつり参加費
収入合計	3,998,694	3,695,573	▲ 303,121	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1. 事業費	2,560,000	2,129,487	▲ 430,513	
1. ふれあい昼食会	0	0	0	
2. ふれあいサロン費	1,000,000	1,125,717	125,717	
3. 防犯活動費	160,000	141,900	▲ 18,100	
4. 防災活動費	1,000,000	293,370	▲ 706,630	テント2張270千円他
5. 非常食備蓄費	300,000	568,500	268,500	ローリングストック計画
2. 会議費	250,000	19,698	▲ 230,302	
1. 総会費	40,000	4,925	▲ 35,075	
2. 役員会議費	20,000	9,849	▲ 10,151	
3. ふれあい部会費	100,000	2,462	▲ 97,538	
4. 防犯・防災部会費	90,000	2,462	▲ 87,538	
3. 事務費	640,000	478,899	▲ 161,101	
1. 消耗品費	620,000	457,999	▲ 162,001	コピー使用料他
2. 修繕費・改修費	20,000	20,900	900	
4. 予備費	548,694	0	▲ 548,694	
支出合計	3,998,694	2,628,084	▲ 1,370,610	

[1]収入金総額	3,695,573 円
[2]支出金総額	2,628,084 円
[3]差引金額(令和5年度繰越金)	1,067,489 円

会 計 監 査 報 告

令和6年3月2日二本木地区コミュニティセンターにおいて、令和5年度二本木連合福祉委員会収支決算報告に基づき、関係諸帳簿、証拠書類、預金通帳等を監査した結果、いずれも適正であると認めます。

令和 6年 3月 2日

会計監査員 天 木 勇 

会計監査員 加 藤 裕 之 

第3号議案

令和6年度役員・委員(案)について

役職名		役員	現職名
(1)	委員長	安藤 正之	二本木連合町内会長
(2)	副委員長	岡田春治	民生委員代表
	副委員長 兼事務局長	梅村 正一	同 副会長
(3)	会計	加納健二郎	同 会計
(4)	役員	萩山 克己	美園町内会長
	役員	萩尾 禎正	二本木新町町内会長
	役員	杉山 眞	三河安城本町町内会長
(5)	役員		組長会議長
(6)	役員	大矢 幸広	前美園町内会長
	役員	深田 真史	前二本木新町町内会長
	役員	中島 正雄	前三河安城本町町内会長
(7)	役員	深田 光一	自主防災会(前組長会議長)
(8)	役員	佐田 忠博	民生委員(作野地区代表)
	役員	川嶋伊久雄	民生委員(西部地区代表)
(9)	役員	平田 光夫	二本木日昇連合会代表
(10)	役員	原田 良二	ボランティア代表
(11)	役員	渡邊 裕子	婦人会代表
(12)	役員	楯山 千絵	こだまボックル子ども会
	役員	鳥海 聖子	新町みかわ子ども会

*各組織代表は代理出席も可とする。

*福祉委員会の部会は、その都度、必要に応じ関係者で開催する。

(福祉事業検討部会、ふれあい部会、敬老部会、防災部会、健康体操部会)

行事等の実施に当たっては、共に協力しあって進める。

令和6年度福祉委員会 委員(案)について

二本木連合福祉委員会				No.	役 職	氏 名				
No.	役 職		氏 名							
1	委 員 長	二本木連合町内会長	安藤 正之	2	組 長	緑町1組	大木 哲雄			
	副委員長	民生委員代表	岡田 春治			緑町2組	志知 明信			
	副委員長 兼事務局長	二本木連合 副会長	梅村 正一			緑町3組	渡邊 竹男			
	会 計	二本木連合 会計	加納健二郎			緑町4組	藤井 義計			
	町内会長	美園町	荻山 克己			緑町5組	小野 肇			
2	組 長	二本木新町	荻尾 禎正	3	民生委員	美園町	三浦 定			
		三河安城町	杉山 眞			美園町	蟹江 賢治			
		美園町1組	永井 義幸			美園町	永井 祐一			
		美園町2組	山本 章			美園町	鳥山 涼子			
		美園町3組	須藤 浩			美園町	佐田 忠博			
		美園町4組	飯田 義晴			二本木新町	杉浦 初枝			
		美園町5組	井上 英秀			二本木新町	石川 裕子			
		美園町6組	川角 昌弥			二本木新町	森本 常二			
		美園町7組	白石 敦資			三河安城町	森田久美代			
		二本木新町1組	小川 重和			三河安城町	山内 寿恵			
		二本木新町2組	大橋 一之			二本木町	小島 国男			
		二本木新町3組	中野 一行			二本木町	岡田 春治			
		二本木新町4組	榊原 正人			三河安城本町	影田 育子			
		三河安城町1組	渋谷 宗征			三河安城本町	杉山一二三			
		三河安城町2組	深田 基幹			緑 町	竹内美佐子			
		三河安城町3組	春山 尚			緑 町	今村 和利			
		三河安城町4組	北川 真吾			緑 町	川嶋伊久雄			
		三河安城町5組	大橋教司・石川竜介			緑 町	二井 鋭子			
		三河安城町6組	西川 敏昭			4	主任児童委員	(二本木小)本町	亀苔 純世	
		二本木町 1組	奥村 和伸			5	前町内会長	(梨の里小)新町	榊原千恵子	
		二本木町 2組	松實エリアみどり			6	老人会	美園町	大矢 幸広	
		二本木町 3組	椎野 茂晴			7		女性防火クラブ	支部長(緑町)	渡邊 祐子
		二本木町 4組	津田 正伸			8		子ども会	副支部長(美園町)	百崎 マヤ
		三河安城本町1組	加藤 晶彦						こだまボックル子ども会	楫山 千絵
		三河安城本町2組	茶谷 光彦						新町みかわ子ども会	鳥海 聖子
		三河安城本町3組	福山 潤							
		三河安城本町4組	松井 孝志							
		三河安城本町5組	鳥居 勲							
		三河安城本町6組	鳥山 浩一							
三河安城本町7組	都築 美穂									
三河安城本町8組	藤田 晴央									

No.	役 職		氏 名	自主防災会			
9	ボランティア	(代表)緑町	原田 良二	14	自主防災会 (前年組長)	美園町1組	竹内 新治
		緑 町	渡辺 和子			美園町2組	近藤 健二
		緑 町	米富登美子			美園町3組	佐野 弘明
		美園町	石川 雄司			美園町4組	春田 浩孝
		美園町	宮松 菊枝			美園町5組	藤田 直樹
		美園町	磯部 美登里			美園町6組	坂口 繁伸
		二本木新町	水野 美知子			美園町7組	前田 弥生
		本 町	藤田 信秋			二本木新町1組	鳥居 哲矢
		二本木町	中島 由貴			二本木新町2組	古永 友好
10	婦人会	輪-二本木-代表	渡邊 裕子			二本木新町3組	深田 光一
11	安城市議会	議 員	白山 松美			二本木新町4組	久野 日義
			すば 康貴			三河安城町1組	高瀬 了一
12	社会福祉協議会	西部福祉センター	榑原 由佳			三河安城町2組	石田 英明
			齋藤 玲			三河安城町3組	松田 政和
		作野福祉センター	大参理恵子			三河安城町4組	下田 利昭
			小山 貴也			三河安城町5組	前期 古崎 洋治 後期 大竹 孝治
13	地域包括支援センター	あんのん館所長	大川 奈美			三河安城町6組	出邑伊津美
		八千代所長	和田 博直			二本木町1組	本多 秀行
						二本木町2組	田中 貞章
						二本木町3組	稲垣 明吉
						二本木町4組	岩瀬 広
						三河安城本町1組	山根 功三
						三河安城本町2組	松本 好弘
				三河安城本町3組	深谷 和成		
				三河安城本町4組	神谷 研		
				三河安城本町5組	中島 知仁		
				三河安城本町6組	那須 勇次		
				三河安城本町7組	宇根田 眞美		
				三河安城本町8組	棚田 章史		
				緑町1組	山浦 敏昭		
				緑町2組	外山 郁男		
				緑町3組	井戸田 登		
				緑町4組	眞金 文雄		
				緑町5組	泉元 孝久		

第4号議案

令和6年度事業計画(案)について

部会	実施月日(令和)		時間	実施事項	備考	
福祉総会	6年	4月6日	土	10:00	5年度事業・決算報告、6年度事業・予算計画他	コミュニティ
福祉役員会		8月24日	土	10:00	事業の進捗状況報告	
	7年	2月15日	土	10:00	令和6年度事業報告、令和7年度事業計画他	
ふれあい部会	6年	5月26日	日	9:00	ふれあいウォーキング(町内史跡めぐり)	町内全域
		6月9日	日	10:00	ふれあいサロン(ものづくり)	コミュニティ
		8月25日	日	10:00	ふれあい子ども夏まつり	
健康体操&カフェ	6・7年	毎月1回(各町内)			二本木地区全5か所の公民館にて開催 (コミュニティ(二本木分,緑分)美園、本町、梨の里、新町)	各公民館
		毎月			各公民館にて健康体操の後に開催	
		第4金曜日	9:30		・本町カフェ	本町公民館
		第2火曜日	9:30		・美園カフェ	美園公民館
		第3火曜日	10:00		・梨カフェ	梨の里公民館
		第3木曜日	9:30		・コミュカフェ(二本木)	コミュニティ
		第1木曜日	9:30		・コミュカフェ(緑)1か所増	コミュニティ
		第1水曜日	10:00		・新町カフェ	新町公民館
ふれあいサロン	6・7年	毎月			お茶を飲みながら講演等の各種催しを実施	
		第2水曜日	10:00		・梨カフェサロン	梨の里公民館
ママのサロン	6・7年	第4水曜日			・(仮称)コミュニサロン(新)	コミュニティ
		第2金曜日	10:00		ママのおしゃべりサロン	新町公民館
みんなでラジオ体操	6・7年	第3水曜日			ママの子育てサロン	コミュニティ
		毎日	6:30		5か所の公園(コミュニティ・養下公園 ・神楽山公園・美園公園・二本木公園)で実施	各公園
福祉会議	6・7年	奇数月 第2木曜日		10:00 ※	・福祉会議(作野・西部福祉センター共催) ・地域ケア会議(地域包括支援センター主催)	コミュニティ
防災訓練	7年	1月18日	日	8:00	安否確認訓練(黄色のタオル表示)	各公民館
青色パトロール	通年	4月20日	土	17:00	・青色パトロール実施者取得講習会	コミュニティ
		週2回		-	組長・町内会長が輪番制で実施	町内全域
防犯パトロール	6年	4月20日	土	18:00	防犯パトロール出発式	コミュニティ
		毎月 第4土曜日 (7月第3)		各町内で 決定	各町内会で防犯パトロールを実施 4/20のみ第3土曜日 5/25, 6/22, 7/20, 8/24, 9/28, 10/26	町内全域
		7年			11/23, 12/28, 1/25, 2/22, 3/22	
その他	6年	日程は未定			安城市自主防災リーダー養成研修	-
福祉総会	7年	4月5日	土	10:00	6年度事業・決算報告、7年度事業・予算計画他	コミュニティ

※令和6年5月及び令和7年1月の開催時間が13時30分に変更となります。

○現在、2か所(まわりようカフェ・梨カフェ)を開催を北部地区に梨カフェサロン、南部地区にコミュニサロン(新規)を開催する。

○健康体操をコミュニティ月1回開催を2回(二本木町・緑町)にし1回分増とし、リハビリ体操は廃止する。

【重点取り組み】

○サロン活動等の事業の在り方を見直し、地域や世代間の交流(ふれあい)事業を目的や趣旨に沿った事業運営に努める。

○防災関係では、安否確認訓練を実施し「黄色のタオル」表示を行うなどにより災害時に役に立つ実践的な取り組みを行う。

○地域の高齢化が進む中、中学生(西中・篠目中)やボランティア等の協力を得ながら子育て世代や若年世代に事業の参加を勧めるなど地域の活性化に務める。

令和6年度収支予算(案)について

(収入の部)

(単位:円)

科目	R5予算額 (A)	R6予算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1. 前年度繰越	2,368,694	1,067,489	▲ 1,301,205	
2. 町内会補助金	0	1,600,000	1,600,000	
3. 公的補助金	1,630,000	1,920,000	290,000	
1. 自主防災組織補助金	830,000	1,100,000	270,000	安否確認タオル、非常食他
2. 社会福祉協議会	800,000	820,000	20,000	R5実績813千円
4. 雑収入	0	10,000	10,000	
収入合計	3,998,694	4,597,489	598,795	

(支出の部)

(単位:円)

科目	R5予算額 (A)	R6予算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1. 事業費	2,560,000	3,860,000	1,300,000	
1. ふれあいサロン費	1,100,000	1,300,000	200,000	R5実績1,125千円
2. 防犯活動費	160,000	160,000	0	
3. 防災活動費	1,000,000	1,500,000	500,000	安否確認タオル、防災無線他
4. 非常食備蓄費	300,000	900,000	600,000	ローリングストック計画
2. 会議費	250,000	110,000	▲ 140,000	
1. 総会費	40,000	40,000	0	
2. 役員会議費	20,000	20,000	0	
3. 部会費	190,000	50,000	▲ 140,000	
3. 事務費	640,000	500,000	▲ 140,000	
1. 消耗品費等	620,000	400,000	▲ 220,000	各イベント案内印刷関連費
2. 修繕費・改修費	20,000	100,000	80,000	
4. 予備費	548,694	127,489	▲ 421,205	
支出合計	3,998,694	4,597,489	598,795	

(備考) 科目間の相互の流用をすることができるものとする。

二本木連合福祉委員会会則

二本木連合福祉委員会

[名称]

第1条 本会は二本木連合福祉委員会(以下「委員会」という)と称し、事務所は二本木連合町内会事務所に置く。

[目的]

第2条 二本木連合福祉委員会は地域内の各種団体と連絡調整を図り、地域福祉活動を推進することを目的とする。

[事業]

第3条 委員会は目的を達成するために、次の事業(活動)を行う。

- (1) 町内の福祉調査、研究を推進する。(あるべき姿の追求)
- (2) 町内のふれあい・見守り事業の推進
 - ふれあい昼食会、ふれあいサロン又は座談会等
 - 災害発生時、要援護者の援助活動
 - マップの見直し、ネットワーク活動
- (3) 防犯・防災活動の推進
 - 防犯パトロールの実施
 - 災害防止のための調査、訓練、援助活動の推進
- (4) 福祉意識の高揚
 - 福祉に関する講演会及び講習会を実施する。
- (5) 協力者の開拓
- (6) その他、目的を達成するための事業(活動)

[組織]

第4条 委員は、下記の組織で構成する。

- | | | |
|-------------------|-------|----------------------|
| (1) 連合町内会(会長、副会長) | ----- | ・対外的折衝、年間計画概要立案、広報 |
| (2) 組長会 | ----- | ・福祉活動での組長会のまとめと協力 |
| (3) 前町内会長 | ----- | ・年間計画概要の提案・実行と広報等の援助 |
| (4) 自主防災会 | ----- | ・防犯パトロールへの参加と防災訓練の参加 |
| (5) 民生委員 | ----- | ・市からの情報の有効活用と活動への参加 |
| (6) 老人会 | ----- | ・高齢者情報の交換伝達、活動への参加 |
| (7) 子ども会 | ----- | ・福祉活動での協力 |
| (8) 婦人防火クラブ | ----- | ・防火・防災訓練の参加 |
| (9) ボランティア団体、個人 | ----- | ・具体的活動グループへの参加又は支援 |
| (10) 婦人会 | ----- | ・福祉委員会活動への参加又は支援 |
| (11) 協力団体他 | ----- | ・福祉委員会活動への参加又は支援 |

[役員選出]

第5条1項 委員に次の役員を置く。

(二本木連合町内会は、福祉委員会が町内会組織を活用する際は全面的に協力をする)

- | | | |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| (1) 委員長 | 1名 | ・対外的な折衝等の関係により二本木連合町内会長が兼務する。 |
| (2) 委員長代行 | 1名 | ・会長補佐(対外的な折衝を除く)業務 |
| (3) 会計兼事務局担当 | 1名 | ・町内会長が担当する。 |
| (4) 町内会長 | 3名 | ・福祉委員会の運営がスムーズに進行するように援助をする。 |
| (5) 組長会議長 | 1名 | |
| (6) 前町内会長 | 退任後翌年度該当数 | |
| (7) 前組長会議長 | 1名 | ・自主防災会役員 |
| (8) 民生委員 | 2名 | ・西部、作野地区民協代表 |
| (9) 老人会 | 1名 | ・二本木日昇連合会代表 |
| (11) 子ども会 | 2名 | ・子ども会代表(二本木小学校区、梨の里小学校区) |
| (10) ボランティア団体 | 1名 | |
| (12) 婦人防火クラブ | 1名 | ・婦人防火クラブ支部長 |
| (13) 婦人会 | 1名 | ・町内会の婦人会代表 |

- 1 前町内会長及び前組長会議長(自主防災会役員)は任期1年とする。
- 2 その他の役員については、在任期間とする。

[会議]

第6条

- (1) 委員会は総会を年1回以上開き、事業計画、予算、事業報告、決算等の重要事項について決議する。
- (2) 各事業(活動)毎に担当グループによる部会運営とする。

[経理]

第7条 委員会の経費は、町内会補助金、公的補助金、その他の収入をもってこれに充てる。
会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日とする。

[会計監査]

第8条 会計監査は会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

[その他]

第9条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、役員会の協議により定める。

[改正]

第10条 本会則の改正は、総会の承認により行う。

- 付則
1. この会則は、平成26年4月1日から施行する。
 2. 改正後の本会則は令和2年4月4日から施行する。
 3. 改正後の本会則は令和5年4月1日から施行する。